各都道府県介護保険主管部（局）
各介護保険関係団体　　御中

← 厚生労働省　老健局　認知症施策・地域介護推進課
高齢者支援課・老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の再開について　等

計 39 枚（本紙を除く）

Vol.１５４６

令和８年１０月１５日

厚生労働省　老健局

認知症施策・地域介護推進課

高齢者支援課

老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線 3996）
FAX：03-3503-7894

老認発 1015 第１号
老高発 1015 第１号
老老発 1015 第１号
令和８年 10 月 15 日

各　都道府県　介護保険主幹部（局）長　殿
　　介護保険関係団体の長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
高齢者支援課長
老人保健課長
（公印省略）

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の再開について

介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 44 の２の規定に基づき、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならないとされている。

これに伴い、報告に当たっては、介護サービス事業者経営情報データベースシステム（以下「本システム」という。）により、事業者からの報告の受付を行っていたところ、本システムについては、「介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の一時停止について」（令和７年４月 23 日付け老認発 0423 第１号、老高発 0423 第１号、老老発 0423 第１号）にてお示ししたとおり、報告負担の軽減に向けたシステム上の対応等を行うことに伴い、事業者が実施する２回目分以降の報告（令和７年３月以降に終了する会計年度に係る報告）について、一時的に受付を停止していたところである。

今般、当該対応等が完了したことに伴い、令和８年 10 月 26 日から報告の受付を再開することとする。その具体的な内容及び取扱いについて、下記のとおりお示しするので、内容について御了知の上、管内の市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図られたい。

記

1　本システムの再開時期

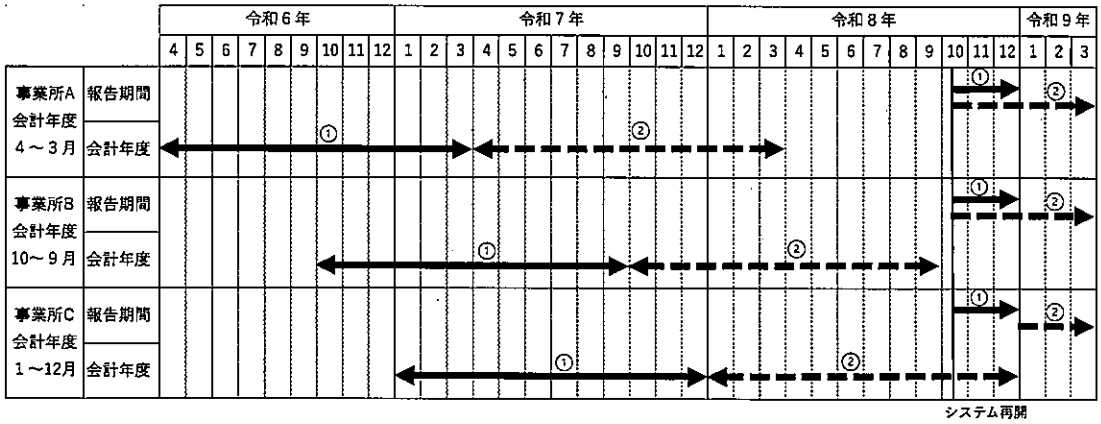
令和８年 10 月 26 日（月）

2　本システムの再開に伴う経営情報の報告期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の２の４の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後３月以内に行うものとされているが、必要なシステム上の対応等を行ったことに鑑み、報告負担を軽減する観点から、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

対象となる経営情報	報告期限
① 令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告	令和８年 12 月 31 日
② 令和８年３月から同年12月までに会計年度が終了する報告	令和９年３月 31 日
③ 令和９年１月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後３月以内

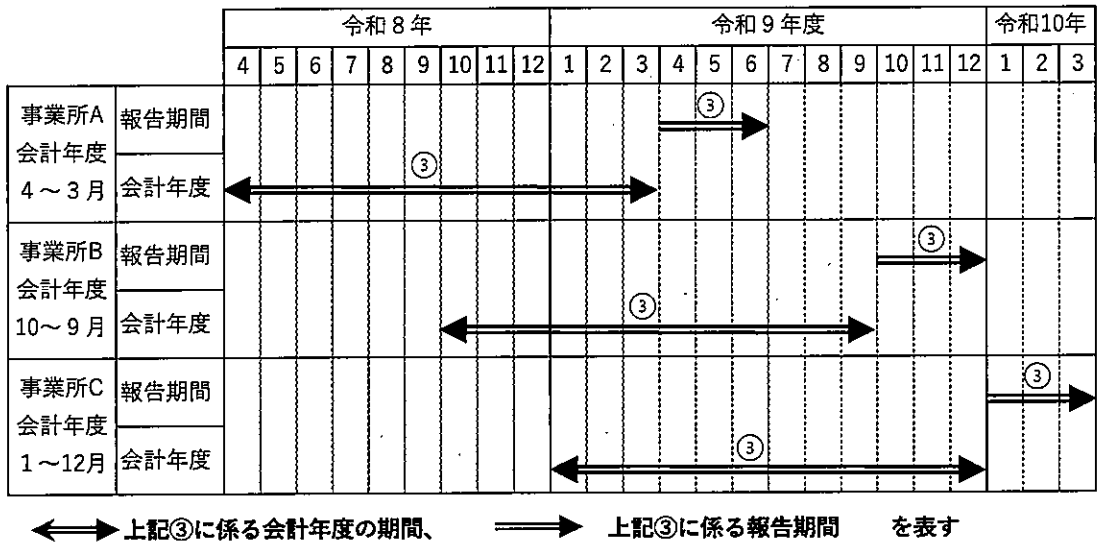
（参考１）本システム再開後の報告の取扱い



◀▬▶ 上記①に係る会計年度の期間、　▬▶ 上記①に係る報告期間

◀▬▶ 上記②に係る会計年度の期間、　▬▶ 上記②に係る報告期間　を表す

（参考２）令和９年１月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
（以下は令和９年内に会計年度が終了する報告の例）



３　報告に伴う留意事項等

本システムの再開に併せて、報告精度の改善のため、一部の報告ルールの見直しを行っている。具体的な内容については、「「介護保険法第 115 条の 44 の２の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和８年 10 月 15 日付け老認発 1015 第２号、老高発 1015 第２号、老老発 1015 第２号）を参考にされたい。

老認発 1015 第２号
老高発 1015 第２号
老老発 1015 第２号
令和８年 10 月 15 日

各　都道府県　介護保険主管部（局）長
　　介護保険関係団体の長　　殿

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
高齢者支援課長
老人保健課長
（公印省略）

「介護保険法第 115 条の 44 の２の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」の一部改正について

介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 44 の２の規定に基づき、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（以下「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めることとされており、また、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報について、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること等とされている。

これらの制度に係る実施上の留意事項については「介護保険法第 115 条の 44 の２の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」（令和６年８月２日付け老認発 0802 第１号、老高発 0802 第１号、老老発 0802 第２号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、高齢者支援課長、老人保健課長連名通知。以下「留意事項通知」という。）によりお示ししているところ、今般、介護サービス事業者経営情報の調査及び分析に係る精度の改善等のため、留意事項通知の一部を別紙のとおり改正することとした。また、改正後の留意事項通知を参考として添付する。

ついては、内容を御了知の上、管内市町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、適正な事務処理を図られたい。

なお、主な変更点は下記のとおりである。

記

第１　主な変更点

（１）報告事項の追加

介護サービス事業者が報告を行わなければならない介護サービス事業者経営情報の具体的な内容について、以下の項目を追加する。

・介護サービスごとの延べ床面積
・医療における延べ床面積
・障害福祉サービスにおける延べ床面積

（２）報告期限の変更

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用を一時停止していたことを踏まえ、当面の報告については、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

対象となる経営情報	報告期限
① 令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告	令和８年 12 月 31 日
② 令和８年３月から同年 12 月までに会計年度が終了する報告	令和９年３月 31 日
③ 令和９年１月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後３月以内

第２　その他

報告に当たっては、引き続き介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、介護サービス以外の事業を行う事業者においては、介護サービスとそれ以外の事業の収益又は費用を分けて報告ができない場合には、今般追加した延べ床面積に関する項目も含め、留意事項通知別紙１の４（３）～（10）に掲げる項目について報告されたい。

以上

別紙

○ 介護保険法第115条の44の２の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について（令和６年８月２日付け老認発0802第１号・老高発0802第１号・老老発0802第２号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、高齢者支援課長、老人保健課長連名通知）（抄）

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
老認発0802第１号 老高発0802第１号 老老発0802第２号 令和６年８月２日 最終改正：老認発1015第２号 老高発1015第２号 老老発1015第２号 令和８年10月15日	老認発0802第１号 老高発0802第１号 老老発0802第２号 令和６年８月２日
（略）	（略）
記	記
第１　（略）	第１　（略）
第２　介護サービス事業者からの報告の実施方法 （１）報告の対象となる介護サービス事業者 法第115条の44の２第２項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものであるが、介護保険法施行規則（平成10年厚生省令第36号。以下「則」という。）第140条の62の２の２の規定に基づき、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告を求めないこととする。 ①・②　（略） （２）　（略） （３）　（略） （４）報告の対象とするサービス	第２　介護サービス事業者からの報告の実施方法 （１）報告の対象となる介護サービス事業者 法第115条の44の２第２項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものであるが、則第140条の62の２の２の規定に基づき、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告を求めないこととする。 ２・②　（略） （２）　（略） （３）　（略） （４）報告の対象とするサービス

報告に当たっては、介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・障害福祉サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、介護サービスとの 記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せず に報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別紙１の４（３）～（10）に掲げる事項について、できる限り報告を行うものとする。

（５）　（略）

（６）介護サービス事業者が報告する方法

介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、則第140条の62の２の４において、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により行うこととされているところであり、厚生労働省において運営するシステム（介護サービス事業者経営情報データベースシステム）により行うものとする。

（７）報告の期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、則第140条62の２の４の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、３月以内に行うものとされているが、当面の報告については、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

（削る）

対象となる経営情報	報告期限
①令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告	令和８年12月31日
②令和８年３月から同年12月までに会計年度が終了する報告	令和９年３月31日

報告に当たっては、介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・障害福祉サービスに係る事業を併せて実施して いる場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、介護サービスとの 記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せず に報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別紙１の４（３）～（７）に掲げる事項について、 できる限り報告を行うものとする。

（５）　（略）

（６）介護サービス事業者が報告する方法

介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、則第140条の64の２の４において、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により行うこととされているところであり、厚生労働省において運営するシステム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））により行うものとする。

（７）報告の期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、則第140条62の２の４の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、３月以内に行うものとする。

ただし、令和６年度内に実施されるべき報告（令和６年３月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和６年度末までとする（介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第２項）。

（新設）

③令和９年１月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後３月以内

（参考１）令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告及び令和８年３月から同年12月までに会計年度が終了する報告の取扱い

別添のとおり

（参考２）令和９年１月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
（以下は令和９年内に会計年度が終了する報告の例）

別添のとおり

第３　都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供
法第115条の44の２第３項の規定に基づき、厚生労働大臣は介護サービス事業者経営情報を収集し、介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおいてデータベースとして整備したうえで、これを活用した分析等を行うこととする。
このため、厚生労働大臣は、都道府県知事に対して、介護サービス事業者経営情報を求めることができることとされているところ、介護サービス事業者が介護サービス事業者経営情報データベースシステムを通じて報告を行い、都道府県知事がこれを受理したことをもって、都道府県知事が厚生労働大臣に当該情報を提供したものとみなすこととする。
第４・第５　（略）

別紙１（介護保険法第115条の44の２第２項の規定に基づき報告を求める介護サービス事業者経営情報）

※は、任意記載の項目とする。
１～３　（略）

（参考１）令和６年度の報告（初年度の報告）の流れ

（図の変更）

（参考２）令和７年度以降の報告の流れ（以下は令和７年度の例）

（図の変更）

第３　都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供
法第115条の44の２第３項の規定に基づき、厚生労働大臣は介護サービス事業者経営情報を収集し、介護事業財務情報データベースシステム（仮称）においてデータベースとして整備したうえで、これを活用した分析等を行うこととする。
このため、厚生労働大臣は、都道府県知事に対して、介護サービス事業者経営情報を求めることができることとされているところ、介護サービス事業者が介護事業財務情報データベースシステム（仮称）を通じて報告を行い、都道府県知事がこれを受理したことをもって、都道府県知事が厚生労働大臣に当該情報を提供したものとみなすこととする。
第４・第５　（略）

別紙１（介護保険法第115条の44の２第２項の規定に基づき報告を求める介護サービス事業者経営情報）

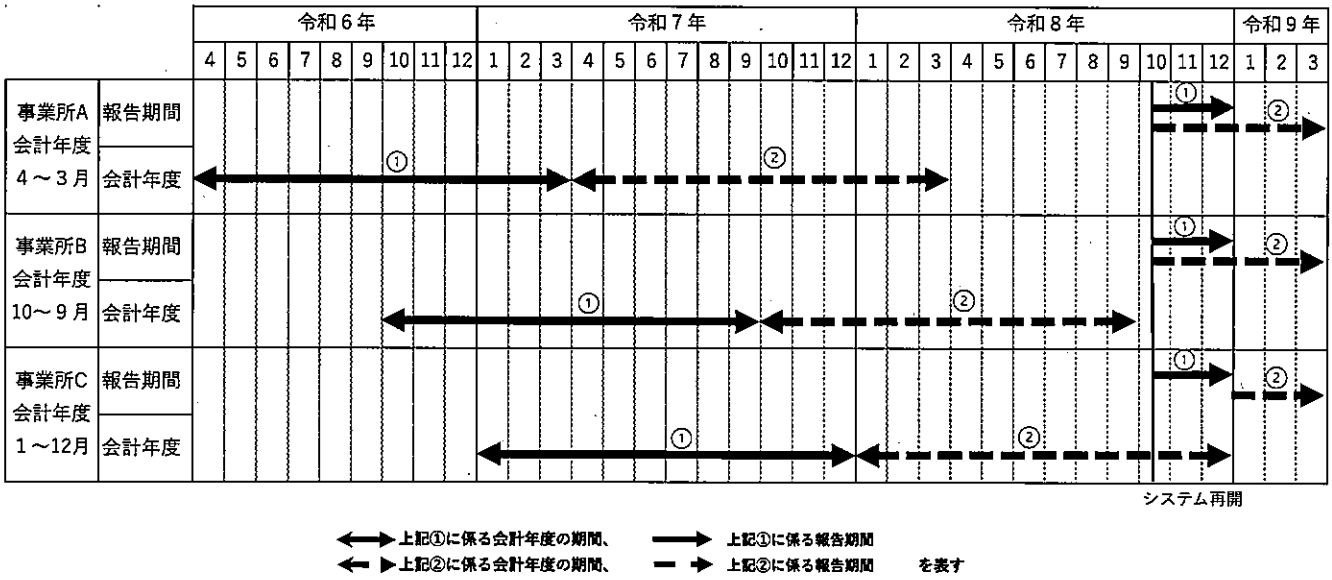
※は、任意記載の項目とする。
１～３　（略）

4．その他必要な事項 （1）複数の介護サービス事業の有無 （2）介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無 （3）医療における事業収益　※ （4）医療における延べ在院者数　※ （5）医療における外来患者数　※ （6）障害福祉サービスにおける事業収益　※ （7）障害福祉サービスにおける延べ利用者数　※ （8）介護サービスごとの延べ床面積　※ （9）医療における延べ床面積　※ （10）障害福祉サービスにおける延べ床面積　※ （注）第２（６）のとおり、介護サービス以外の事業を行う事業者において、介護サービスとそれ以外の事業の収益又は費用を分けて報告ができない場合には、できる限り（３）～（10）について報告されたい。 別紙２　（略）	4．その他必要な事項 （1）複数の介護サービス事業の有無 （2）介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無 （3）医療における事業収益　※ （4）医療における延べ在院者数　※ （5）医療における外来患者数　※ （6）障害福祉サービスにおける事業収益　※ （7）障害福祉サービスにおける延べ利用者数　※ （新設） （新設） （新設） （注）第２（６）のとおり、介護サービス以外の事業を行う事業者において、介護サービスとそれ以外の事業の収益又は費用を分けて報告ができない場合には、できる限り（３）～（７）について報告されたい。 別紙２　（略）

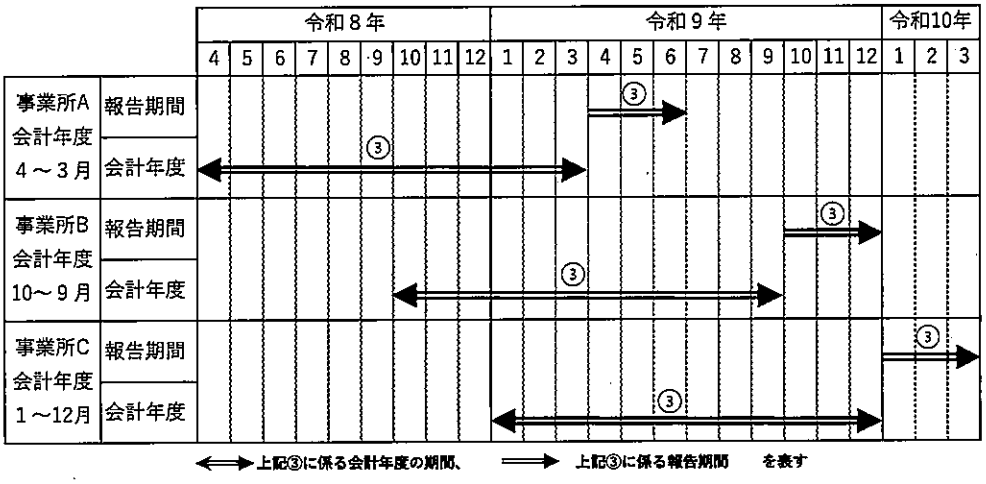
（別添）

（参考１）、（参考２）の図を次のように改める。

（参考１）令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告
及び令和８年３月から同年12月までに会計年度が終了する報告の取扱い



（参考２）令和９年１月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
（以下は令和９年内に会計年度が終了する報告の例）



参考

老認発 0802 第１号
老高発 0802 第１号
老老発 0802 第２号
令和６年８月２日
一部改正：老認発 1015 第２号
老高発 1015 第２号
老老発 1015 第２号
令和８年 10 月 15 日

各都道府県　介護保険主管部（局）長　殿

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
高齢者支援課長
老人保健課長
（公印省略）

介護保険法第 115 条の 44 の２の規定に基づく
介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る
実施上の留意事項について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第 31 号）による改正後の介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 44 の２において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（以下「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めることとされており、また、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報について、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること等とされており、令和６年４月１日より施行されている。

これらの制度に係る実施上の留意事項について、下記のとおりお示しするので、御了知の上、管内の市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

第１　制度の趣旨

2040 年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、３年に１度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

このため、介護サービス事業者経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設することとしたものである。

第２　介護サービス事業者からの報告の実施方法

（１）報告の対象となる介護サービス事業者

法第 115 条の 44 の２第２項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものであるが、介護保険法施行規則（平成 10 年厚生省令第 36 号。以下「則」という。）第 140 条の 62 の２の２の規定に基づき、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告を求めないこととする。

① 当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が 100 万円以下である者

② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

（２）報告の単位

介護サービス事業者経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位に行うものとするが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

（３）報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設

法第 115 条の 44 の２第２項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、以下に掲げるサービスを提供する事業所又は施設について報告を行うこととする。

① 訪問介護
② 訪問入浴介護
③ 訪問看護
④ 訪問リハビリテーション
⑤ 通所介護、通所リハビリテーション
⑥ 短期入所生活介護
⑦ 短期入所療養介護（則第 14 条第４号に掲げる診療所に係るものを除く。）
⑧ 特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
⑨ 福祉用具貸与
⑩ 特定福祉用具販売
⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
⑫ 夜間対応型訪問介護
⑬ 地域密着型通所介護
⑭ 認知症対応型通所介護
⑮ 小規模多機能型居宅介護
⑯ 認知症対応型共同生活介護
⑰ 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
⑱ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑲ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
⑳ 居宅介護支援
㉑ 介護福祉施設サービス
㉒ 介護保健施設サービス
㉓ 介護医療院サービス
㉔ 介護予防訪問入浴介護
㉕ 介護予防訪問看護
㉖ 介護予防訪問リハビリテーション
㉗ 介護予防通所リハビリテーション
㉘ 介護予防短期入所生活介護
㉙ 介護予防短期入所療養介護（則第 22 条の 14 第４号に掲げる診療所に係るものを除く。）
㉚ 介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
㉛ 介護予防福祉用具貸与
㉜ 特定介護予防福祉用具販売

㉝　介護予防認知症対応型通所介護
㉞　介護予防小規模多機能型居宅介護
㉟　介護予防認知症対応型共同生活介護

ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護のうち、法第 71 条第１項本文の規定により居宅サービスに係る法第 41 条第１項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第 72 条第１項本文の規定により居宅サービスに係る法第 41 条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第 115 条の 11 において準用する法第 71 条第１項本文及び第 72 条第１項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第 53 条第１項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護医療院であって、指定があったものとみなされた日から起算して１年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、この限りでない。

（４）報告の対象とするサービス

報告に当たっては、介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・障害福祉サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、介護サービスとの記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別紙１の４（３）～（10）に掲げる事項について、できる限り報告を行うものとする。

（５）介護サービス事業者が報告する内容

法第 115 条の 44 の２第２項の規定に基づき、介護サービス事業者が報告を行わなければならない介護サービス事業者経営情報の具体的な内容は、別紙１に掲げる事項とする。

（６）介護サービス事業者が報告する方法

介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、則第 140 条の 62 の２の４において、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により行うこととされているところであり、厚生労働省において運営するシステム（介護サービス事業者経営情報データベースシステム）

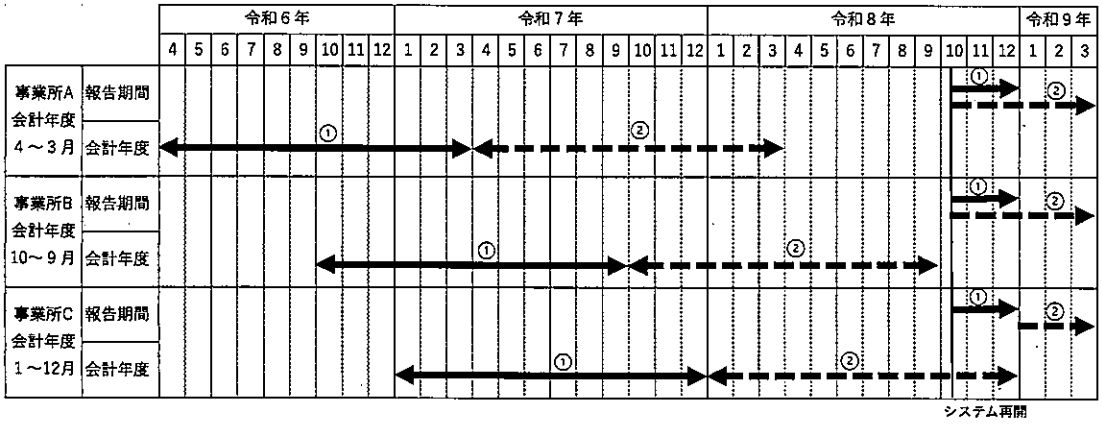
により行うものとする。

（７）報告の期限

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、則第140条62の２の４の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、３月以内に行うものとされているが、当面の報告については、報告期限をそれぞれ、以下のとおりとする。

対象となる経営情報	報告期限
① 令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告	令和８年12月31日
② 令和８年３月から同年12月までに会計年度が終了する報告	令和９年３月31日
③ 令和９年１月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後３月以内

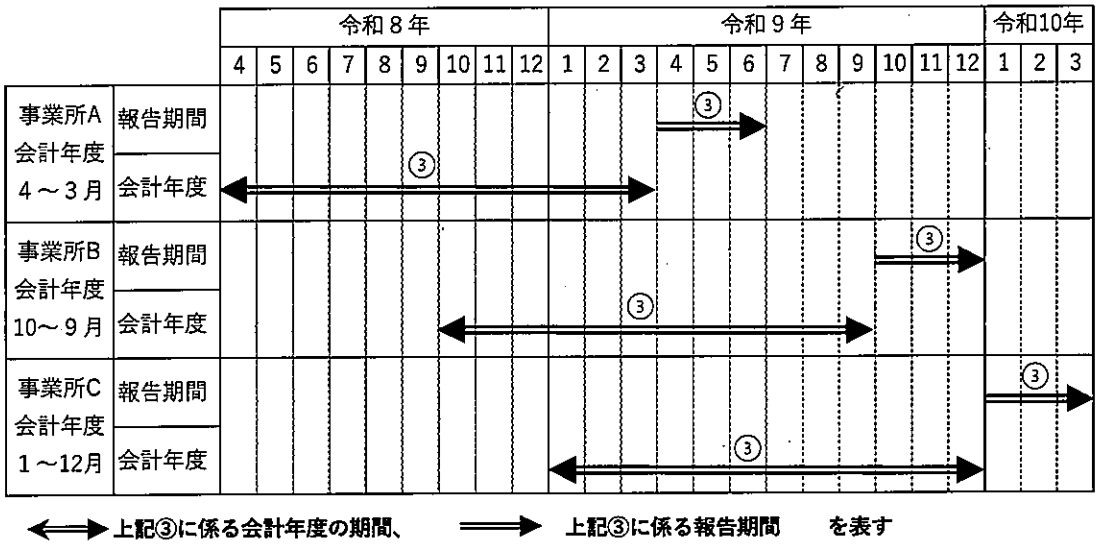
（参考１）令和７年３月から令和８年２月までに会計年度が終了する報告及び令和８年３月から同年12月までに会計年度が終了する報告の取扱い



←→ 上記①に係る会計年度の期間、 ⟶ 上記①に係る報告期間

←▶ 上記②に係る会計年度の期間、 ⇢ 上記②に係る報告期間 を表す

（参考２）令和９年１月以降に会計年度が終了する報告の取扱い
（以下は令和９年内に会計年度が終了する報告の例）



第３　都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供

法第 115 条の 44 の２第３項の規定に基づき、厚生労働大臣は介護サービス事業者経営情報を収集し、介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおいてデータベースとして整備したうえで、これを活用した分析等を行うこととする。

このため、厚生労働大臣は、都道府県知事に対して、介護サービス事業者経営情報を求めることができることとされているところ、介護サービス事業者が介護サービス事業者経営情報データベースシステムを通じて報告を行い、都道府県知事がこれを受理したことをもって、都道府県知事が厚生労働大臣に当該情報を提供したものとみなすこととする。

第４　都道府県知事における情報の分析及びその内容の公表

介護サービス事業者経営情報等については、第３のとおり、厚生労働大臣がデータベースを整備することとした上で、厚生労働省において各都道府県の区域内に所在する事業者の情報を毎年度分析し、グルーピングして公表する。

法第 115 条の 44 の２第１項において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の活動の状況等について、介護サービス事業者から報告された情報により分析し、その内容を公表するよう努めるものとされているところ、この努力義務の履行

に当たっては、都道府県知事は厚生労働省等が提供する情報を活用されたい。

第５　経営情報等の取扱い

都道府県における当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう留意し、本制度の目的に沿って取り扱うこと。

別紙１（介護保険法第 115 条の 44 の２第２項の規定に基づき報告を求める介護サービス事業者経営情報）

※は、任意記載の項目とする。

１．事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
（１）事業所又は施設の名称
（２）法人等の名称
（３）法人番号
（４）介護事業所番号
（５）介護事業所で提供しているサービスの種類
（６）法人等の会計年度末
（７）法人等の採用している会計基準
（８）消費税の経理方式

２．事業所又は施設の収益及び費用の内容
（１）介護事業収益
①うち施設介護料収益　※
②うち居宅介護料収益　※
③うち居宅介護支援介護料収益　※
④うち保険外収益　※
（２）介護事業費用
①うち給与費
ア）うち給与
イ）うち役員報酬　※
ウ）うち退職給与引当金繰入　※
エ）うち法定福利費　※
②うち業務委託費
ア）うち給食委託費　※
③うち減価償却費
④うち水道光熱費
⑤うちその他費用
ア）うち材料費　※
ｉ）うち給食材料費　※
イ）うち研修費　※
ウ）うち本部費　※

エ）うち車両費　※
オ）うち控除対象外消費税等負担額　※
（３）事業外収益　※
①うち受取利息配当金　※
②うち運営費補助金収益　※
③うち施設整備補助金収益　※
④うち寄付金　※
（４）事業外費用　※
①うち借入金利息　※
（５）特別収益　※
（６）特別費用　※
（７）法人税、住民税及び事業税負担額　※

（注）上記項目と、各会計基準上の勘定科目との対応関係については、別紙２を参照されたい。

３．事業所又は施設の職員の職種別人数その他の人員に関する事項
（１）次の職種ごとのその人数（常勤・非常勤別）
① 管理者
② 医師
③ 歯科医師
④ 薬剤師
⑤ 看護師
⑥ 准看護師
⑦ 介護職員（介護福祉士）
⑧ 理学療法士
⑨ 作業療法士
⑩ 言語聴覚士
⑪ 柔道整復師・あん摩マッサージ師
⑫ 生活相談員・支援相談員
⑬ 福祉用具専門相談員
⑭ 栄養士・管理栄養士
⑮ 調理員
⑯ 事務職員
⑰ その他の職員
⑱ 上記のうち介護支援専門員・計画作成担当者

⑲　上記のうち訪問介護のサービス提供責任者

（２）（１）に掲げる職種ごとの給与及び賞与　※

４．その他必要な事項

（１）複数の介護サービス事業の有無　※

（２）介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無　※

（３）医療における事業収益　※

（４）医療における延べ在院者数　※

（５）医療における外来患者数　※

（６）障害福祉サービスにおける事業収益　※

（７）障害福祉サービスにおける延べ利用者数　※

（８）介護サービスごとの延べ床面積　※

（９）医療における延べ床面積　※

（10）障害福祉サービスにおける延べ床面積　※

（注）第２（６）のとおり、介護サービス以外の事業を行う事業者において、介護サービスとそれ以外の事業の収益又は費用を分けて報告ができない場合には、できる限り（３）～（10）について報告されたい。

別紙２　報告すべき事業所又は施設の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係

１．社会福祉法人会計基準

報告すべき収益・費用の内容			対応する会計上の勘定科目
介護事業収益			サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益（除く補助金事業収益（公費）、補助金事業収益（一般））
	うち施設介護料収益※		サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益のうち、施設介護料収益
	うち居宅介護料収益※		サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益のうち、居宅介護料収益及び地域密着型介護料収益
	うち居宅介護支援介護料収益※		サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益のうち、居宅介護支援介護料収益
	うち保険外収益※		サービス活動増減による収益における、介護保険事業収益のうち、利用者等利用料収益
介護事業費用	給与費		サービス活動増減による費用における、人件費（派遣職員費を除く。）
		うち給与	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、以下の合計額 ・職員給料 ・職員賞与 ・賞与引当金繰入 ・非常勤職員給与
		うち役員報酬※	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、役員報酬、役員退職慰労金及び役員退職慰労引当金
		うち退職給与引当金繰入※	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、退職給付費用
		うち法定福利費※	サービス活動増減による費用における、人件費のうち、法定福利費

	業務委託費	サービス活動増減による費用における、以下の合計額 ・事務費のうち、業務委託費 ・人件費のうち、派遣職員費
	うち給食委託費※	—
	減価償却費	サービス活動増減による費用における、減価償却費
	水道光熱費	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・水道光熱費 ・燃料費 サービス活動増減による費用における、事務費のうち、以下の合計額 ・水道光熱費 ・燃料費
	その他費用	サービス活動増減による費用における、「給与費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」の項目として報告したもの及び国庫補助金等特別積立金取崩額を除くもの
	うち材料費※	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、以下の合計額 ・給食費 ・介護用品費 ・医薬品費 ・診療・療養等材料費
	うち給食材料費※	サービス活動増減による費用における、事業費のうち、給食費
	うち研修費※	サービス活動増減による費用における、事務費のうち、研修研究費
	うち本部費※	—